

広報すぎなみ

Suginami



みどり豊かな 住まいのみやこ

{ 10/1 }

令和8年(2026年)
No.2437

今号は区内全世帯に
配布しています

区の広報紙「広報すぎなみ」は、主に新聞折り込みでお届けしていますが、10月1日号は新聞購読の有無にかかわらず区内全世帯に配布しています。
※10月15日号からは通常どおり新聞折り込みで配布します。

図 全戸配布に関する問い合わせは、全戸配布専用
☎6454-6121（10月14日までの午前9時～午後5時〈日曜日、祝日を除く〉）、広報課広報係☎5307-0339 他委託事業者＝フットワークス

特集は、8・9面をご覧ください

すべての子どもが、自分らしく

特集

子どもと家庭を支える、
新たな児童相談体制がスタート！

発行：杉並区 | 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 代表TEL：3312-2111 | 編集：広報課 TEL：5307-0339 FAX：3312-9911



「広報すぎなみ」は月2回（1・15日）発行。新聞折り込みでの配布のほか、区施設・区内各駅などの広報スタンドに置いています。
入手が困難な方には個別配布をしています。ご希望の方は、電話・ファクス・申し込みフォームからお申し込みください。

詳細は、区HP
（右2次元コード）を
ご覧ください。



子どもと家庭を支える、^{新たな}児童相談体制がスタート！ ～杉並区児童相談所を11月に開設します～

子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向け、11月1日に区立の児童相談所「杉並区児童相談所」を開設します。児童相談所・子ども家庭支援センター・保健センターなどが連携することで、子どもと家庭を支える児童相談体制の強化を図ります。今号では、その新たな体制を支える各機関の機能・役割を紹介します。

——問い合わせは、児童相談所設置準備課管理係 ☎5307-0355へ。

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるように

11月から区立の児童相談所を開設し、子どもや家庭に最も身近な基礎自治体である区が、相談・支援・子どもの安全確保などの対応を一貫して担うことになります。これまでも、学校・保育園・医療機関などと連携しながら、子どもや家庭を支える取り組みや、児童の虐待防止に力を注いできました。これからはさらに、児童相談所・子ども家庭支援センター・保健センターが専門性を生かしながら緊密に連携することで、地域や家庭の状況を踏まえた細やかで切れ目のない支援で、子どもと家庭をサポートします。

子どもの最善の利益を第一に、子どもの権利を守り、すべての子どもが自分らしく生きていくことができるために全力で取り組んでまいります。



杉並区長 岸本 聡子

子どもと家庭の一番はじめの相談場所

子ども家庭支援センター

17歳以下の子どもと家庭に関する総合相談窓口で、子育ての悩み・子どもに関する心配ごとなどの相談を受け付けています。また、児童虐待の予防や早期の気づき・対応にも取り組んでいます。子ども・家庭に関する心配ごとなどがある方は、まず子ども家庭支援センターにご相談ください。



こんな役割があります！

■ 子どもと家庭の相談に応じます

子どもからの相談、子育ての困りごと・悩みなど幅広く相談を受け、解決に向けて一緒に考えます。必要に応じて、関係機関と連携して対応します。

■ 地域と連携して子どもの安全を守ります

「心配な子どもがいる」など、区民の皆さんや関係機関からの連絡・相談に対応します。関係機関と連携しながら地域全体で子どもと家庭を支え、児童虐待の早期発見・未然防止に努めます。

■ 子育てをサポートします

相談内容に応じて、区・民間の子育て支援サービスを案内します。保護者が病気などで一時的に子どもを養育できないときには、区内の児童養護施設・乳児院においてお預かりするショートステイも実施しています。

まずは、お気軽にご相談ください

ゆうライン

☎5356-2601

月～土曜日午前9時～午後8時
(祝日、年末年始を除く)

こんなコトありませんか？

生徒の様子が
いつもと
違って心配

イライラして
子どもに強く
あたってしまう

家に居場所が
無くて安心して
過ごせない

近所に心配な
子どもがいる

家族のことで
心配がある

子ども
家庭支援
センター

3 機関が連携して
子どもと家庭を支えます！

3機関それぞれの強みを生かして
情報を共有・連携することで、
子どもや家庭の身近な相談から専門的な
支援まで切れ目なくサポートします。

保健
センター

児童相談所

子どもも大人もみんなの健康を守る相談窓口

保健センター

乳幼児から高齢者までの、心と体の健康に関する身近な相談窓口です。保健師・栄養士・歯科衛生士などの専門職が、妊娠中から子育て期まで切れ目なく相談に応じ、家庭をサポートします。日頃の子育て支援を通じ、不安・困りごとの早期把握・児童虐待の予防にも取り組んでいます。

こんな役割があります！

■ 妊娠中も、出産後も、子育て中も寄り添います

妊娠届け出時のゆりかご面接をはじめ、妊娠中から出産・子育てに関する相談を受け付けています。子どもが生まれた後もすこやか赤ちゃん訪問・乳幼児健診のほか、さまざまな子育て支援事業を通じて、子どもの成長を見守り、保護者の不安に寄り添いながら安心して子育てができるようサポートしています。



子どもを中心に考え・守り・支える専門機関

児童相談所

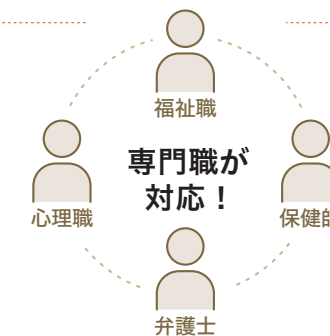
子どもと子どもを養育する方のための専門相談機関です。福祉職・心理職・保健師・弁護士などの専門職が対応します。児童福祉法に基づき、法的権限を伴う一時保護・施設入所措置を行うなど、子どもの権利・安全を守るために取り組みます。



こんな役割があります！

■ 専門職が連携して支援します

児童福祉司・児童心理司を中心に、保健師・弁護士・警察OB・医師などがそれぞれの専門性を生かして支援します。また、関係機関と協力し、子どもと家庭の状況を総合的に判断して必要な支援を行います。



■ 子どもの安全を守ります

子どもの安全が心配される場合には、一時的に家庭から離れる「一時保護」を行います。長期間家庭を離れる必要がある場合は「施設入所措置」を行います。子どもの意見を聴き、最善の利益を考えながら支援します。

■ 里親制度を広め、里親家庭を支えます

さまざまな事情により保護者と暮らすことが難しい子どもを、家庭的な環境で育てるのが里親制度です。制度の普及に取り組むとともに、里親の登録からその後の子育てまで継続して支援していきます。

■ 社会的養護経験者などの自立を支えます

社会的養護とは、さまざまな事情により保護者と暮らすことが難しい子どもを、児童養護施設などで養育するとともに、養育に困難を抱える家庭を支援することです。施設などで暮らした方・虐待などを経験した方を対象に、18歳以降の孤立・生活困窮を防ぐため、居場所の提供・相談支援などを行います。

11月1日杉並区児童相談所開設 手続き先なども変わります！

杉並区児童相談所の設置に伴い、これまで都で行われていた事務が区に移管されます。詳細は、区HP（右2次元コード）をご覧ください。



DATA

所在地／阿佐谷南1-14-8
開設時間／月～金曜日午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）